

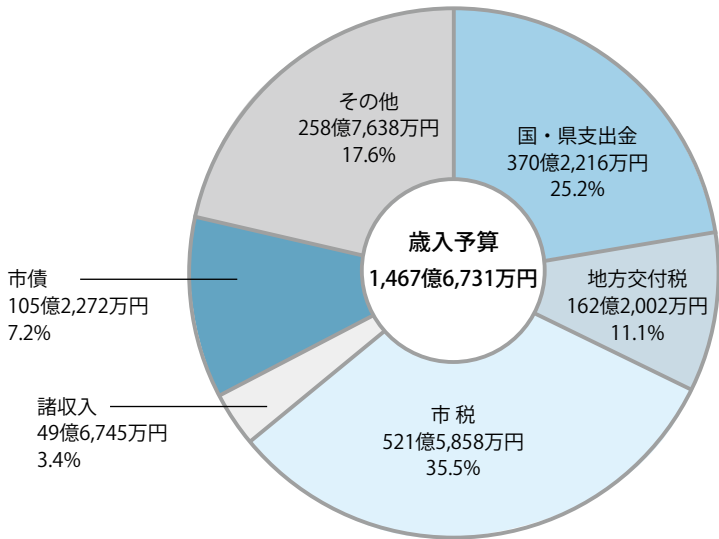
第1章 市税とくらし

①市税の収入はいくら？

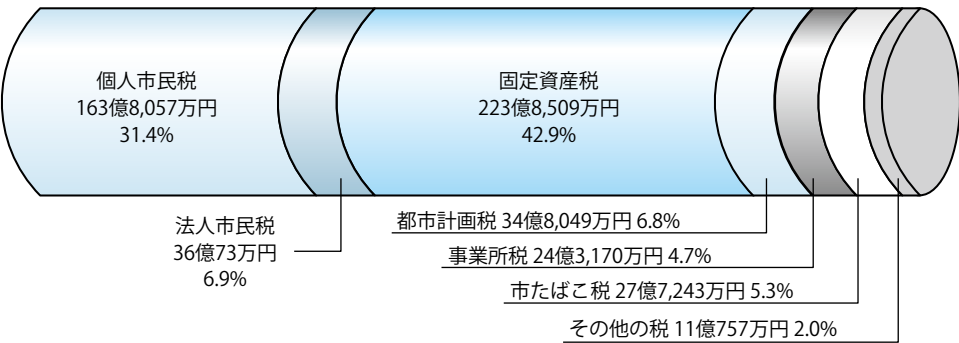
市の収入は、市民の皆さんに納めていただく市税を中心とした自主財源と、国や県から市の仕事に対して支出される国・県支出金、国税の一部から全国の市町村に配分される地方交付税などの依存財源からなっています。

いわき市の令和5年度の当初歳入予算は1,467億6,731万円で、そのうち市税は521億5,858万円と収入全体の35.5%を占め、重要な財源となっています。。

◆いわき市の収入

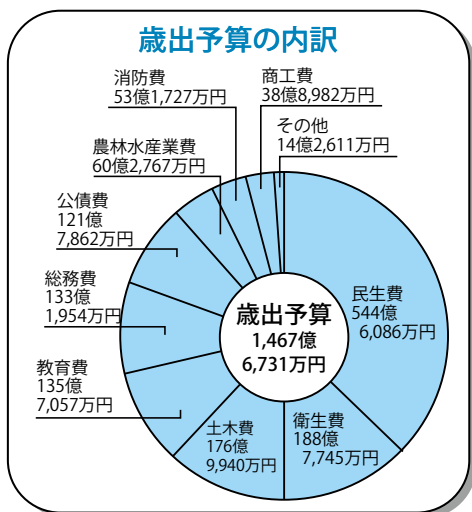
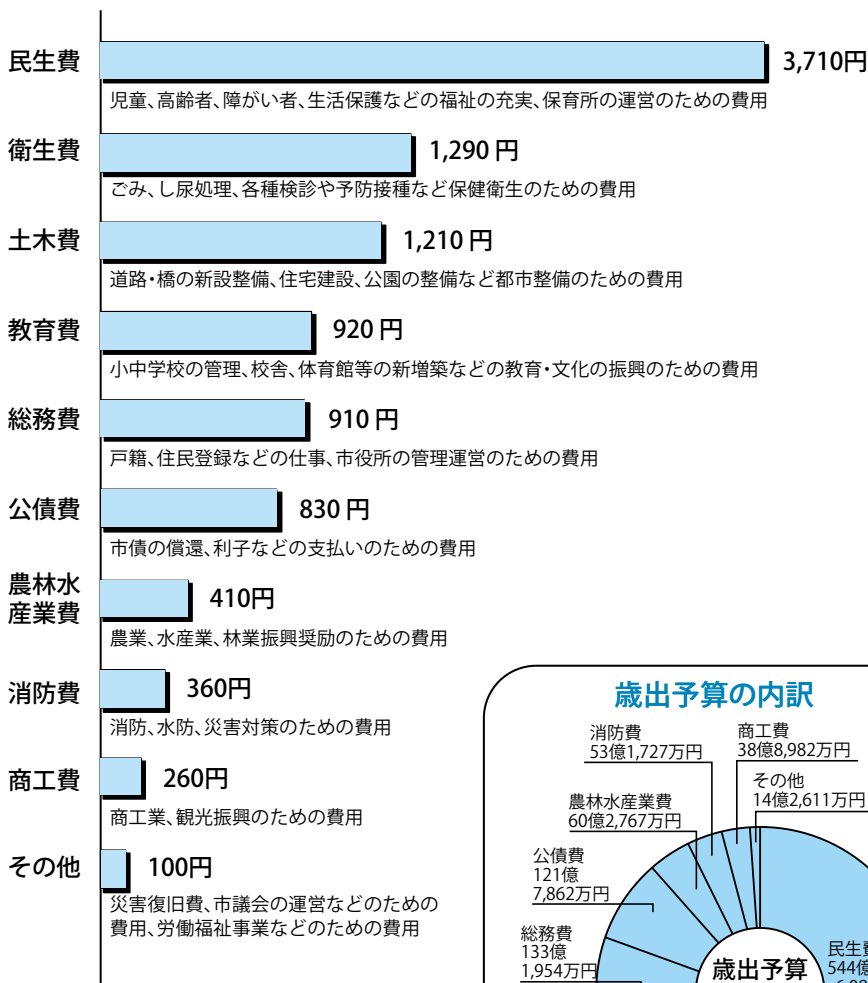


◆市税収入の内訳



②市の収入 1 万円の使いみち

市民の皆さんに納めていただいた市税がどのように活用されているか、市の収入の総額を 1 万円に換算して表しました。

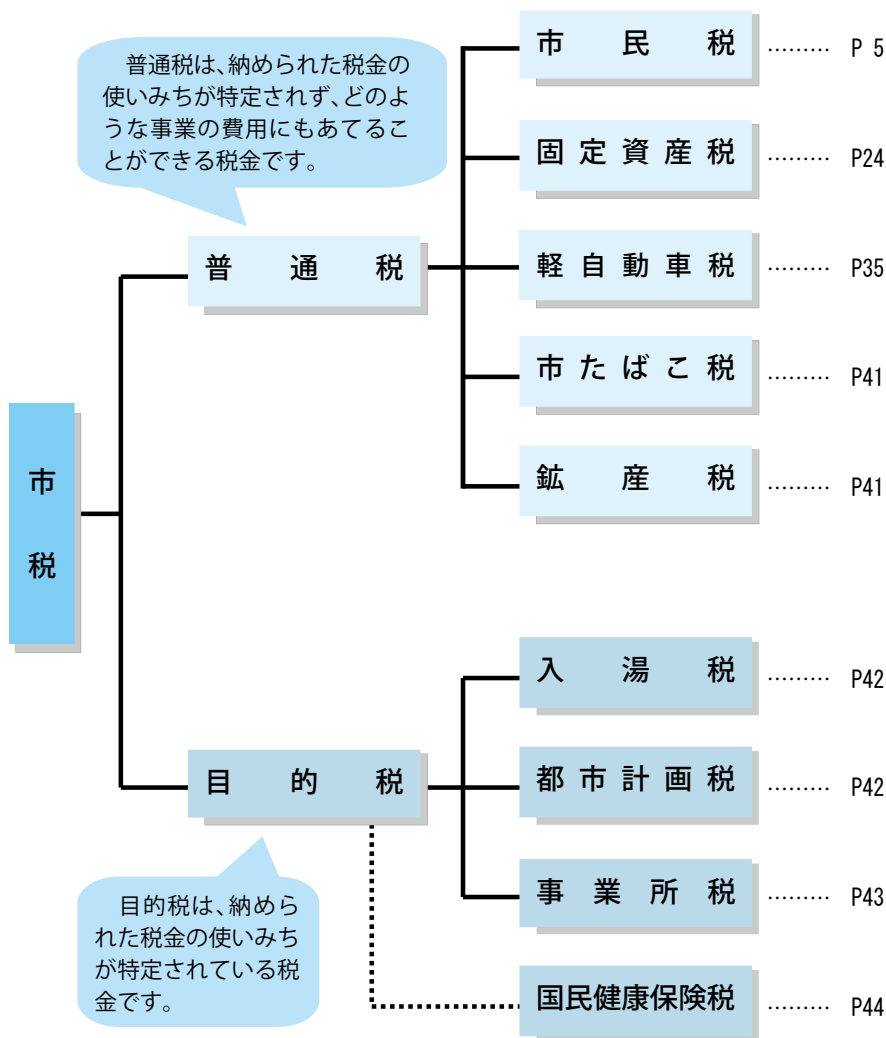


※表示単位未満を四捨五入しているため、積み上げが合計と一致しない場合があります

③いわき市の税体系

市税とは、市に納める税金の総称です。これに対して、国に納める税金を国税、県に納める税金を県税といいます。

現在、市民の皆さんに納めていただいている市税には、次のものがあります。



④税制改正等による変更点

税制改正等による変更点は次のとおりです。

～令和5年度に適用された主なもの～

●個人住民税

・住宅ローン控除の期間延長について

所得税の住宅ローン控除の適用者について、所得税から控除しきれなかった額を、次の控除限度額の範囲内で個人住民税から控除します。

居 住 年	平成 26 年 3 月まで	平成 26 年 4 月 ～令和 3 年 12 月	令和 4 年 1 月 ～令和 7 年 12 月
控除限度額	所得税の課税総所得金額等の 5 % (最高 97,500 円)	所得税の課税総所得金額等の 7 % (最高 136,500 円)	所得税の課税総所得金額等の 5 % (最高 97,500 円)

※平成26年4月～令和3年12月までの欄の金額は、住宅に係る消費税等の税率が8%又は10%である場合の金額

●国民健康保険税

・均等割額・平等割額を改定しました。(詳細については45ページ参照)

・負担の上限となる賦課限度額引き上げについて

後期高齢者支援金等課税額を20万円から22万円に引き上げました。

・低所得世帯への軽減判定基準拡大について

5割軽減の対象となる所得の算定における被保険者等の数に乘すべき金額を28万5千円から29万円に、2割軽減の対象となる所得の算定における被保険者等の数に乘すべき金額を52万円から53万5千円に拡大しました。

～令和4年度に適用された主なもの～

●固定資産税及び都市計画税

・土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置の特例

土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置について、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%(現行:5%)としました。

※負担調整措置:評価替えに伴う税負担の上昇幅が大きくなる場合に、上昇幅を一定範囲に抑える措置(P25参照)

※住宅用地、農地等については、現行どおりとしました。

●国民健康保険税

・負担の上限となる賦課限度額引き上げについて

基礎課税額を63万円から65万円に引き上げました。

後期高齢者支援金等課税額を19万円から20万円に引き上げました。

・未就学児への軽減措置について

子育て世帯への経済的支援を図るため、未就学児の均等割額を5割軽減としました。既に低所得者の均等割軽減が適用されている場合は、当該軽減後の均等割額を5割軽減します。